

契約保全・収納・保険金 取扱規定

5

契約内容変更

旧日本興亜生命契約

契約内容変更

旧日本興亜生命契約

■「契約内容変更」に際しては、「新契約取扱規定」に加え、契約内容変更の取扱規定を満たしている必要があります。

1. 特約の中途付加

- ・契約者は、保険期間の中途において特約を付加することができます。
- ・被保険者の危険選択を行い、当社が引受可否を決定します。査定(医的査定を含む)の結果により中途付加できない場合がありますので、あらかじめ契約者にご了承いただく必要があります。

〈1〉取扱範囲

(1) 取扱条件

旧日本興亜生命の特約のみ。

SOMPOひまわり生命の特約は付加できません。

※特約の種類、保険期間、保険料払込期間、特約付加時の最低死亡保険金額、最低入院給付金日額、単位、保険金額の通算限度額、契約年齢(中途付加直前の契約応当日時点の満年齢)の範囲は、旧日本興亜生命の新契約取扱規定を準用します。

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。

試算依頼時に再確認を行ってください。

(2) 取扱制限

以下の場合は、取り扱いできません。

- ①一時払契約に対する特約の中途付加
- ②保険料建による特約の中途付加
- ③特別条件付保険特約の付加されている契約
保険金削減支払法で削減期間経過後の場合、または特定部位不担保法の場合は、中途付加できることがあります
- ④家族型特約の付加(本人型のみ可能)
- ⑤以下の場合におけるリビング・ニーズ特約
 - ・主契約が延長定期保険に変更されている・質権設定中
 - ・主契約の残保険期間(自動更新可能な場合には更新後の保険期間を含む)が1年以内
- ⑥前納中または一括払中の契約(適用期間満了後の契約応当日から取り扱います)
- ⑦払済保険に変更されている場合
- ⑧延長保険に変更されている場合
- ⑨保険料払込免除となっている場合
- ⑩効力発生日時点での被保険者の年齢が15歳未満の場合における、普通死亡保険金・災害保険金を含む特約の中途付加
- ⑪保険料払込終了契約
- ⑫主契約が任意再保険契約の場合

その他制限があります。

項目	制限・注意事項				
特約の重複付加	<ul style="list-style-type: none"> ・平準定期保険特約を除き、同種類の特約を重複して中途付加することはできません。 ・旧パートナー生命の通院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、家族定期保険特約についても、現行の同種の特約を重複して中途付加することはできません。 				
区分料率適用特約	<ul style="list-style-type: none"> ・新契約時に付加され、主特約が更新する際に区分料率適用特約が更新しない場合に、改めて診査等の手続きを取って、条件が適合した場合に限り、中途付加が可能です。 				
新入院特約 (新疾病入院特約など) 新災害割増特約 新傷害特約	<ul style="list-style-type: none"> ・主契約に保険料払込免除特約を付加した場合、特約の保険期間は主契約と同じとします。 ・2005年11月1日以前が契約日の旧入院系特約と新入院系特約の混在する特約の中途付加はできませんが、旧入院系特約が付加されていない2005年11月1日以前が契約日の契約へ新入院系特約を付加することは可能です。 ・2005年11月1日以前が契約日の旧災割・傷害特約と新災割・傷害特約の混在する特約の中途付加はできませんが、旧災割・傷害特約が付加されていない2005年11月1日以前が契約日の契約へ新災割・傷害特約を付加することは可能です。 ・新災害入院特約、新疾病入院特約のいずれかが既に付加されている契約に、もう片方を中途付加する場合は、入院給付金日額を同一金額にします。 ・旧(災害割増・傷害特約・入院系特約)から新(災害割増・傷害特約・入院系特約)へ切り替える場合は、事前照会票に「旧特約からの切替」を付記してください。 ・特約の解約書類と中途付加を同時に計上する場合は、契約内容変更・訂正請求書(802665)1枚で同時計上(記入)してください。旧特約の特約解約日は新特約の責任開始日の前日になります。 				
保険料払込免除特約	<ul style="list-style-type: none"> ・無解約返戻金型収入保障保険の「保険料払込免除特約」は、新契約時のみ付加可能。中途付加はできません。 				
旧医療保険 (医療保険(08)以前の旧商品)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険(08)の特約は付加できません。 ・旧医療保険については旧医療保険用特約のみの中途付加が可能です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧医療保険に中途付加可能な特約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身保険特約(医療保険・がん保険) 定期保険特約(医療保険・がん保険) 退院後療養特約(医療保険)</td><td>成人病保障特約(医療保険) 女性医療特約(医療保険) 特定疾病診断給付金特約(医療保険)</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・無事故給付金特約は中途付加できません。 	旧医療保険に中途付加可能な特約		終身保険特約(医療保険・がん保険) 定期保険特約(医療保険・がん保険) 退院後療養特約(医療保険)	成人病保障特約(医療保険) 女性医療特約(医療保険) 特定疾病診断給付金特約(医療保険)
旧医療保険に中途付加可能な特約					
終身保険特約(医療保険・がん保険) 定期保険特約(医療保険・がん保険) 退院後療養特約(医療保険)	成人病保障特約(医療保険) 女性医療特約(医療保険) 特定疾病診断給付金特約(医療保険)				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・リビング・ニーズ特約、特定疾病保障定期保険特約等の指定代理請求人を指定することを定めた主契約・特約のある契約に対して、指定代理請求人特約が中途付加される場合、これらすべての指定代理請求人は中途付加時に指定した指定代理請求人と同一人になります。 ・中途付加する特約は新契約基準を満たしている必要があります。新契約基準が医療保険やがん保険の場合、「保険期間・払込期間が主契約と同じ」の条件がありますが、これは、特約の実質的な期間は中途付加のため主契約と一致しなくても、主契約の満了年齢と一致かつ中途付加時点から満了日までの保険期間・払込期間が新契約基準の最低保険期間を満たしていれば付加可能という意味です。 例1: 保険期間・払込期間が10年の医療保険に2年経過時点で特約を期間8年で中途付加 →取扱不可(満了日一致は満たしているが、最低保険期間・払込期間の10年以上を満たしていない) 例2: 保険期間・払込期間が20年の医療保険に2年経過時点で特約を期間18年で中途付加 →取扱可(満了日一致を満たし、最低保険期間・払込期間の10年以上も満たしている) 				

〈2〉注意事項

(1) 効力発生日

①責任開始日

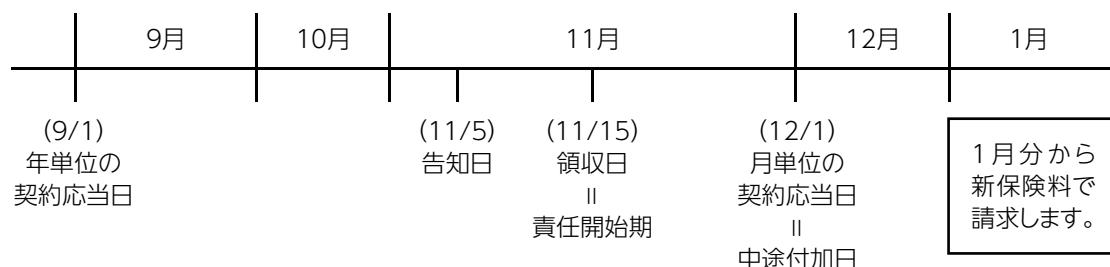
告知(診査)日・領収日のいずれか遅い日となります。

※ただし、がん死亡・高度障害終身保障特約、がん死亡・高度障害定期保障特約、がん退院後療養特約、がん診断給付金特約については、告知日・領収日のいずれか遅い日からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。

②中途付加日

告知(診査)日または領収日のいずれか遅い方の日の直後に到来する月単位の契約応当日になります(告知日または領収日のいずれか遅い日が月単位の契約応当日当日の場合は、その日が中途付加日となります)。なお、指定代理請求人特約、リビング・ニーズ特約、および個人年金保険料税制適格特約の場合、中途付加日は会社(代理店を含む)受付日となります。

(特約の中途付加スケジュール)



〈前述の場合の代理店システム反映について〉

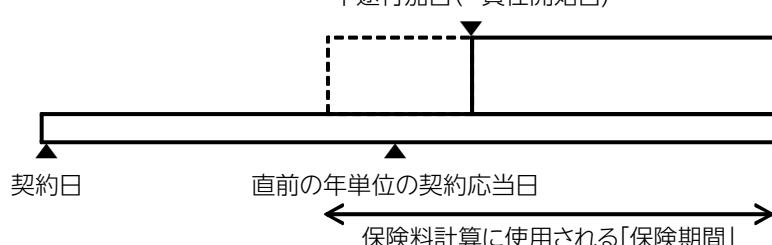
- ・本社で中途付加を入力すると「予約」状態となり、オンラインの契約内容照会画面に「異動問い合わせ要」と表示されます。この時点では代理店システムの契約内容照会画面上の保障内容は旧内容のままです。
- ・中途付加月(上の例では12月)の保険料の入金が反映した日の翌日(上の例では1月初旬)に「予約」が解除され、新保障内容が画面に反映します。
- ・「予約」が解除されるまで保険料の変更を伴う異動処理を行うことはできません。
- ・12月分保険料請求は旧保険料で請求します(11月15日領収の異動精算額には12月分新旧保険料の差額が含まれています)。

(2) 保険期間

保険料計算などに使用される保険期間は中途付加日の直前の年単位の契約応当日が起算点となります。

(中途付加図)

中途付加日(=責任開始日)



(3) 内容変更徴収金

特約の中途付加時には、責任開始月までの責任準備金差額と翌月分保険料差額の合計額である異動精算額を徴収します。

(4) 契約者への情報提供と意向把握・確認

保障範囲が拡大する特約の中途付加時には、契約者への特約付加後の契約内容の情報提供、契約者の意向確認と特約付加後の契約内容が契約者のご意向に沿っているかの確認が必要です。

「試算書」の作成を営業店に依頼、受け取った「試算書」と「ご契約のしおり・約款冊子」を契約者に提示し、「試算書」の内容が契約者のご意向に沿った内容であるか確認します。

契約者のご意向に沿った内容でない場合は、再度ご意向を聴取し、「試算書」を再作成後、再提示します。

提示した試算内容が契約者の最終意向と合致したことを確認したうえで、内容変更請求書に署名をいただきます。

2. 増額

- ・契約者は、保険期間の中途において入院系特約の増額をすることができます。手続きに際しては被保険者の同意が必要となります。
- ・被保険者の危険選択を行い、当社が引受可否を決定します。査定（医的査定を含む）の結果により増額できない場合がありますので、あらかじめ契約者にご了承いただく必要があります。

〈1〉取扱範囲

(1) 取扱条件

取り扱いできる保険種類は以下のとおりです。

入院系特約	<ul style="list-style-type: none">・(新) 災害入院特約・(新) 災害退院後療養特約・(新) 疾病入院特約・(新) 疾病退院後療養特約・(新) 成人病保障特約	<ul style="list-style-type: none">・(新) 女性医療特約の入院系特約・通院特約（旧パートナー生命）・成人病入院特約（旧パートナー生命）・女性疾病入院特約（旧パートナー生命）
-------	--	--

（注）対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

(2) 取扱制限

以下の場合は、取り扱いできません。

- ①被保険者の健康状態・年齢・職業等により増額が認められない場合がある
- ②特別条件付契約
- ③標準体契約でも、中途増額に伴い特別条件体となる場合
- ④こども医療特約
- ⑤自動更新と同額の増額
- ⑥払済保険に変更されている契約
- ⑦延長保険に変更されている契約
- ⑧保険料払込免除が適用されている契約
- ⑨保険料払込終了契約

その他にも以下の制限があります。

項目	制限
(新) 災害入院特約 (新) 疾病入院特約	<ul style="list-style-type: none">・(新) 災害入院特約と(新) 疾病入院特約の日額は、それぞれ(新) 災害退院後療養特約、(新) 疾病退院後療養特約の日額と同額・新災害入院特約と新疾病入院特約を同時に付加している場合、給付金日額は同額の規定より、片方だけの増額はできません(同時にもう片方も増額し、同一金額にします)。
前納・一括払中の契約	適用期間満了日から取り扱います。
最高入院日額、日額の単位、増額可能年齢ならびに通算規定等	旧日本興亜生命の規定を準用します。

〈2〉注意事項

(1)効力発生日

以下のいずれか遅い日となります。

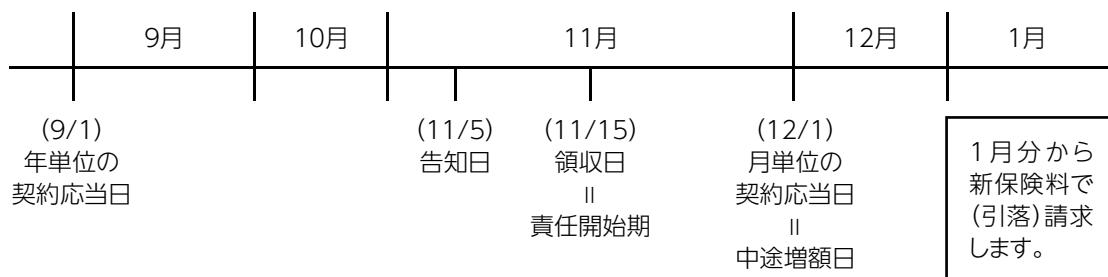
- ①告知日または診査日
- ②増額時差額徴収金の領収日(責任準備金差額+次回保険料差額)

内容変更種類	計算基準年齢	備考
入院系特約の増額	新契約時(もしくは直近の自動更新時)の契約年齢	新契約時(もしくは直近の自動更新時)の契約年齢で保険料が算出されるかわりに、特約の増額等では、契約時(もしくは直近の自動更新時)から増額時点までの精算額の受領が必要です。

(2)保険料変更の適用

告知日または領収日のいずれか遅い方の日の直後に到来する月単位の契約応当日です(告知日または領収日のいずれか遅い日が月単位の契約応当日当日の場合は、その日が中途増額日となります)。

(入院系特約の増額スケジュール)



〈前述の場合の代理店システム反映について〉

本社で中途増額を入力すると「予約」状態となり、オンラインでは契約内容照会画面に「異動問い合わせ要」と表示されます(この時点では契約内容照会の保障内容は旧内容のまま)。

中途増額月(上の例では12月)の保険料の入金が反映した日の翌日(上の例では1月初旬)に、「予約」が解除され、新保障内容が画面に反映します。

12月分保険料は旧保険料で請求します(12月から新保険料になりますが、11月15日領収の異動精算額に12月の新旧保険料の差額が含まれています)。

(3) 契約者への情報提供と意向把握・確認

増額時には、契約者への増額後の契約内容の情報提供、契約者の意向確認と増額後の契約内容が契約者のご意向に沿っているかの確認が必要です。

「試算書」の作成を営業店に依頼、受け取った「試算書」を契約者に提示し、「試算書」の内容が契約者のご意向に沿った内容であるか確認します。

契約者のご意向に沿った内容でない場合は、再度ご意向を聴取し、「試算書」を再作成後、再提示します。

提示した試算内容が契約者の最終意向と合致したことを確認したうえで、内容変更請求書に署名をいただきます。

3. 減額・特約解約

従来の保障額までは必要としなくなった場合や現在の保険料が過重で払込が困難な場合などに、所定の範囲内で保険金を減額または特約を解約し、保険料の負担を小さくすることにより契約を継続させることができます。

〈1〉取扱範囲

(1) 取扱条件

すべての保険種類が取り扱い可能です。

ただし、以下の特約は、減額または解約できません。

単独で減額できない保険種類	単独で解約できない保険種類
・無事故給付金特約（医療保険）	・個人年金保険料税制適格特約 ・区分料率適用特約 ・年金支払移行特約（年金支払開始日以降） ・無事故給付金特約（医療保険） ・年金支払特約（年金基金設定日以降）
減額できない保険種類	・先進医療特約（M08）

（注）対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

(2) 取扱制限

以下の場合は取り扱いできません。

- ①延長定期保険に変更されている場合
- ②前納中の特約解約以外の一部解約
- ③新災害入院特約と新疾病入院特約が付加されている場合で、片方のみの減額給付日額は同額の規定より、片方だけの減額はできません（同時にもう片方も減額して、同一金額にします）。
- ④特約が付加されている契約の、主契約のみの解約
- ⑤一部一時払の分割払保険部分の解約
- ⑥保険料の払込が免除されている場合

その他にも以下の制限があります。

項目	制限
一部解約後の契約	以下の点を除き、旧日本興亜生命の新契約規定を満たしていることを要します。 ①区分料率適用特約を付加した(新)収入保障保険(特約)について契約日が2010年6月1日以前の場合、最低年金月額は10万円とします。 (2010年6月2日以降の契約の最低年金月額は15万円) ②特約解約の場合は、約款規定などによる特約解約が禁止されていない限り、旧日本興亜生命の新契約規定に合致しない解約も可能です。 ③減額後の保険金額(年金額・給付金額)が旧日本興亜生命の新契約による最低保険金額を下回らないこと。
保険料建(P建)契約	一部解約後は保険金額建(S建)となります。

〈2〉注意事項

(1) 効力発生日

契約内容変更訂正請求書等の書類一式の、以下のいずれか早い日となります。

- ①取扱者受付日
- ②取扱営業店・カスタマーセンターへの到着日

(2) 保険料変更の適用

一部解約後の新保険料は、本社の減額・特約解約本算入力処理時点での最終入金済保険料の次の払込年月の保険料から適用されます。

例1：月払引落(27日)の場合

効力発生日が1月15日で本社での本算入力処理日が1月18日
1月分の保険料は引き落とし前または27日以降で引き落とし済だが入金反映前
→最終入金12月分の次の払込年月1月分から減額・特約解約後の新保険料に変更
(1月分が旧保険料で口座請求済みの場合は、入金反映後に差額を返金します)。

ただし、本算入力処理時点で入金反映済みでも効力発生日時点で最終入金分の保険料期間が到来していない場合、最終入金分から新保険料を適用し、差額を返金します。

例2：1月分保険料(保険料期間：1/1～1/31)を12月15日に入金反映済、

12月20日に一部解約受付した場合
→効力発生日(12/20) < 保険料期間(1/1～1/31)のため最終入金分1月分から新保険料を適用するため、差額返金のうえ一部解約処理

口座振替データ作成の締切日(通常保全締日の翌日)前までに一件書類が本社に到着し一部解約された契約は、当月の口座請求は新保険料で引き落とします。併徴請求の場合は、前月分から新保険料で請求します。

(3) 解約返戻金等支払額の計算について

■保険料自動振替貸付または契約者貸付金との相殺

貸付がある場合、解約返戻金からそれらの元利金を控除した残額を契約者に支払います。なお契約者貸付と自動振替貸付の両方が存在する場合は、契約者貸付を優先して精算します。

■区分料率適用特約が付加された主契約・特約

区分料率適用特約が付加された主契約・特約を、新契約時の区分料率適用条件である最低保険金額を下回って減額する場合は、以下の点にご留意下さい。

- ・区分料率適用特約が同時消滅し、減額後保険料は区分料率不適用（標準体）料率に変更されるため、変更前に比べ割高な保険料が適用されます。
- ・区分料率適用特約消滅に伴い、精算金が発生します。返戻すべき精算金があれば解約返戻金とともに返戻し、お払込みいただくべき精算金の場合は解約返戻金から精算金を控除して支払います。
- ・「解約返戻金〈控除すべき精算金〉」となる場合は不足する精算金を入金していただくことを条件に減額取り扱いをいたします。

(4) 払済保険減額時の減額時の保険金単位・減額後の最低保険金額

保険金	養老・こども保険	個人年金	左記以外の保険種類
最低保険金額	10万円	12万円（基本年金額）	20万円
保険金単位	1,000円	100円（基本年金額）	1,000円

(5) その他

4年目の保険料が未入金	4年目の保険料が未入金の場合に一部解約すると代理店手数料の戻入が発生する可能性があります。
一部解約日	一部解約書類の会社受付日です。このため、試算の時点の一部解約返戻金は概算です。契約者に金額を約束することのないようご注意ください。
支払調書	一部解約返戻金が100万円（同一契約者で同一支払日の契約が複数ある場合は合算後金額が100万円）を超える場合、かつ一部解約部分の既払込保険料を超える場合には、支払調書を作成し、税務署へ翌年1月にまとめて提出します（法人契約も提出します）。（契貸・自振貸の精算前の解約返戻金が100万円を超えていれば、実際の支払額が100万円以下でも提出します） 支払調書の作成対象の契約者には契約内容変更・解約手続き完了連絡後、業務代行業者よりマイナンバー申告依頼書類を郵送し、契約者よりご記入うえ、必要書類を添付して返送していただきます。
個人年金保険料税制適格特約を付加している場合	個人年金保険料税制適格特約を付加している5年ごと利差配当付個人年金保険を一部解約する場合、解約返戻金は支払われず、年金支払日まで所定の利率で積み立てておき、基本年金額増額のための一時払保険料に充当します。 また、一部解約請求時に貸付金があった場合は、一部解約の解約返戻金で貸付金を精算せずに一部解約後の解約返戻金を計算し、貸付金の元利合計額が一部解約後の解約返戻金の所定の範囲内に収まる場合に限り、一部解約を取り扱います。
源泉分離課税	一時払養老などの金融類似商品を契約日から5年以内に一部解約した場合、解約返戻金から一時払保険料を差し引いた額に対して20%の源泉分離課税が適用されます。
指定代理請求人特約を解約する場合の留意点	指定代理請求人特約を解約する場合は、「ご契約名義の変更・保険証券等再発行請求書(802664)」で「指定代理請求人特約を解約する」を選択してください。なお、指定代理請求人特約を解約するとリビング・ニーズ特約、特定疾病保障定期保険特約等の指定代理請求人も同時に消滅することに注意が必要です。
旧パートナー生命契約の通院特約の給付金日額	疾病入院特約の給付金日額×0.6以下かつ通院特約の通算で3,000円以下であることが必要です。

(6) CRSに基づく居住地国の確認

CRSに基づく居住地国届出対象となる下表の保険種類の契約で返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合は、居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
養老保険

〈3〉契約者への説明

(1) 返戻金についての注意事項

以下の一部解約（減額・特約解約）の場合は、内容変更請求書の「解約返戻金に関する確認欄」で一部解約にともなう返戻金が無い旨を契約者に説明し、「契約者」欄に署名（法人契約の場合は押印も必要）いただきます。

- ①「解約返戻金に関する特則」を付加した医療保険、日額増減型医療保険、がん保険、日額増減型がん保険
- ②男性生活習慣病特約（M08）、女性医療特約（M08）、特定疾病診断給付金特約（M08）、先進医療特約（M08）を付加した医療保険（08）
- ③保険料払込期間（無解約返戻金期間）中の無解約返戻金型収入保障保険、医療保険（08）
- ④無解約返戻金型定期保険
- ⑤保険料払込期間（無解約返戻金期間）中の新特約（新災害割増特約、新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新災害退院後療養特約、新疾病退院後療養特約、新成人病保障特約、新女性医療特約）を付加した契約

（注）対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。

試算依頼時に必ずご確認ください。

(2) 契約者への意思確認

返戻金の支払先口座、住所変更履歴の有無、および口座変更履歴の有無によっては、契約者の意思確認のため保全処理後ご連絡する場合があります。

4. 保険期間・払込期間の変更

- 契約者は、保険期間の途中において、所定の範囲内で保険期間・払込期間を変更（延長・短縮）することができます。
- 変更内容によっては異動精算額の入金が必要です。

〈1〉取扱範囲

(1) 取扱条件

以下の保険種類・特約が取り扱い可能です。

■主契約

保険種類	保険期間の 変更	保険料払込期間の変更	注意事項
(利配付) 終身保険	×	○	新入院特約（新疾病入院特約など）、新災割傷害特約が付加されている場合、変更が制限される場合があります。
(利配付) 低解約返戻金型 終身保険	×	延長は不可、短縮は新契約取扱規定の範囲内で可	—
積立型終身保険	×	告知書扱の短縮は契約から5年間不可	新入院特約（新疾病入院特約など）、新災割傷害特約が付加されている場合、変更が制限される場合があります。
定期保険	○	○	
低解約返戻金型定期保険	延長のみ可	短縮のみ可	<ul style="list-style-type: none">新入院特約（新疾病入院特約など）、新災割傷害特約が付加されている場合、変更が制限される場合があります。変更後の払込期間は低解約返戻金期間以下であることが必要です。短期払は、低解約返戻金期間と同一の払込期間が取扱条件より、低解約返戻金期間と同一期間までの短縮か、低解約返戻金期間よりも短い払込期間へ変更する場合は、同時に低解約返戻金期間も短縮後の払込期間と同一となるまで短縮させます。
無解約返戻金型定期保険	×	×	—
健康祝金付低解返金型 終身保険	×	×	—
収入保障保険	×	旧パートナー生命契約は不可	新入院特約（新疾病入院特約など）、新災割傷害特約が付加されている場合、変更が制限される場合があります。
新収入保障保険 (無解返型収入保障保険)	×	期間短縮のみ可	新入院特約（新疾病入院特約など）、新災割傷害特約が付加されている場合、変更が制限される場合があります。
医療保険 がん保険	終身タイプ	×	解約返戻金に関する特則の付加契約は不可
	定期タイプ	○	○

保険種類		保険期間の変更	保険料払込期間の変更	注意事項
医療保険 (08)	終身タイプ	×	×	—
	定期タイプ	×	×	—
生存給付金付定期保険		×	×	—
特定疾病定期保険		○	○	—
特定疾病終身保険		×	○	—
(利配付) 養老保険		○	○	新入院特約(新疾病入院特約など)、新災割傷害特約が付加されている場合、変更が制限される場合があります。
個人年金保険		×	○	・据置期間(最長5年)の範囲内で保険料払込期間の延長・短縮が可能です。旧パートナーライフ契約は変更不可です。 ・税制適格特約が付加されている場合は払込期間が10年未満になる短縮はできません。
(利配付) こども保険		×	×	—
遞増定期保険		短縮のみ可	保期短縮に伴う払期を保期に一致させる短縮のみ可	新入院特約(新疾病入院特約など)、新災割傷害特約が付加されている場合、変更が制限される場合があります。

■特約

特約の保険期間と保険料払込期間は、以下の4つのグループごとに同一です。

定期系特約	平準定期保険特約、递減定期保険特約、収入保障特約、特定疾病保障定期保険特約、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約
生存給付金定期特約	生存給付金定期保険特約
災割・傷害特約	(新) 災害割増特約、(新) 傷害特約
入院系特約	(新) 災害入院特約、(新) 疾病入院特約、(新) 災害退院後療養特約、(新) 疾病退院後療養特約、(新) 成人病保障特約、(新) 女性医療特約(通院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約)

(2)取扱制限

以下の場合は、取り扱いできません。

①残余保険期間・払込期間が1年未満の契約の保険期間・払込期間の変更

②前納・一括払中の契約の変更

③特別条件付の契約の変更

ただし、保険金削減支払法の場合で、削減期間が経過している契約または特定部位不担保法の場合は取り扱います。

④保険期間5年未満への短縮

⑤一部一時払契約の保険料払込期間の変更

⑥リビング・ニーズ保険金の支払受付済または一部支払済契約の変更

⑦ボーナス併用払込特約が付加、ステップ払込方式が選択された場合の払込期間変更

⑧無事故給付金特約(医療保険)は保険期間・払込期間の変更

⑨入院系特約および医療保険の「入院給付金の支払限度の型」の変更(120日型→730日型等)

⑩特約のみの保険期間の変更・保険料払込期間の変更

ただし、以下の場合は、特約単独で取り扱い可能です。

・主契約の保険期間が終身で特約の保険期間が有期の場合

⇒主契約に合わせて終身化

・主契約の払込期間と特約の払込期間が相違し主契約の払込期間に合わせる場合

⇒「災割・傷害特約」、「入院系特約」の払込期間を全期払から短期払への変更

⑪払済保険に変更されている契約

⑫延長保険に変更されている契約

⑬保険料払込免除が適用されている契約

⑭保険料払込終了契約

その他にも以下の制限があります。

変更後の保険期間・払込期間	旧日本興亜生命の新契約規定の範囲内であることが必要 【参照先】旧日本興亜生命新契約規定
主契約に保険料払込免除特約を付加した場合	特約の保険期間は主契約と同一

■主契約と特約の関係

主契約の保険期間短縮のとき	特約の保険期間が主契約の保険期間満了日を超える場合は、主契約と同一の保期に短縮します。 ※主契約30年→20年、特約30年→15年のような期間不一致は不可。
主契約の払込期間を変更し、特約が短期払だった場合	特約も同一の払込期間に変更します。 特約の払込期間が、主契約の新払込期間を超える場合は、主契約と同一払期の短期払とします（主契約の新払期を超えていなければ、特約の払込期間は変更しません）。
主契約の保険期間を延長する場合	特約の保険期間の変更は連動しません。
主契約と特約（「災割・傷害特約」、「入院系特約」のみ）の保険期間・払込期間がすべて同一である契約の場合	主契約・特約の保険期間・払込期間を同年数で延長可能です。「定期系特約」の延長は不可です。
主契約の保険期間の短縮	変更後の主契約の保険期間が新特約の保険期間より短くなるような短縮はできません。 また、新特約の払込期間が短期払の場合、主契約の払込期間の延長はできません。 ※2005年11月2日発売の特約（新災害入院特約・新疾病入院特約・新災害退院後療養特約・新疾病退院後療養特約・新成人病保障特約・新女性医療特約・新災害割増特約・新傷害特約）は、約款上、保険期間の延長および払込期間の短縮のみの取扱いとなります（主契約も同一の期間変更のみの取扱いとなります）。

〈2〉注意事項

（1）効力発生日

以下のいずれか遅い日が効力発生日となります。

- ①請求書類一式の取扱者受付日または取扱営業店・カスタマーセンター到着日のいずれか早い日付
- ②変更時の差額徴収金の領収日

（2）保険料変更の適用

効力発生日の属する月（保険料期間）から変更します。

（3）契約者への情報提供と意向把握・確認

保険期間の延長時には、契約者への保険期間延長後の契約内容の情報提供、契約者の意向確認と保険期間延長後の契約内容が契約者のご意向に沿っているかの確認が必要です。

「試算書」の作成を営業店に依頼、受け取った「試算書」を契約者に提示し、「試算書」の内容が契約者のご意向に沿った内容であるか確認します。

契約者のご意向に沿った内容でない場合は、再度ご意向を聴取し、「試算書」を再作成後、再提示します。

提示した試算内容が契約者の最終意向と合致したことを確認したうえで、内容変更請求書に署名をいただきます。

〈3〉契約者への説明

(1) 変更時差額金の計算

変更時差額金＝効力発生月前月までの責任準備金差額＋効力発生月の保険料差額

〈変更時差額金をお払込みいただく場合〉

変更時差額金には効力発生月の保険料差額金が含まれていますが、書類の到着が早いと、当月保険料から新保険料で請求ができる場合があります。

この場合は、超過振替の事実がわかり次第返金しますので、あらかじめお客さまへの説明とご了承をいただくようにしてください。

〈変更時差額金が返戻の場合〉

効力発生月の保険料が旧保険料で請求されることがあります。この場合は、超過振替の事実がわかり次第返金しますので、あらかじめお客さまへの説明とご了承をいただくようにしてください。

なお、自動振替貸付(APL)または契約者貸付がある場合は、責任準備金差額から、これら貸付金を控除した残額を返金します。自動振替貸付と契約者貸付がある場合は契約者貸付から優先して充当します。

5. 主契約・特約の型変更

保険種類により、本人型・妻型・妻子型など、被保険者の範囲を「型」で区分しています。

契約者は、保険期間の中途で家族構成の変化などに応じて、所定の範囲内で変更(縮小のみ)することができます。

〈1〉取扱範囲

(1) 取扱条件

以下の型変更が取り扱い可能です。

対象契約(主契約・特約)	変更前	変更後
・医療保険(主契約・退院後療養特約) ・がん保険(主契約・がん退院後療養特約・がん診断給付金特約) ・(新) 傷害特約 ・(新) 災害入院特約 ・(新) 疾病入院特約 ・(新) 災害退院後療養特約 ・(新) 疾病退院後療養特約の被保険者の範囲(主契約・特約の型)	本人・配偶者・子型	本人・配偶者型 本人・子型 本人型
	本人・配偶者型	本人型
	本人・子型	本人型

(注) 対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

(2) 取扱制限

以下の場合は取り扱いできません。

- ①保険料払込免除となっている場合
- ②前納中または一括中の契約(適用期間満了後の契約応当日以降、取扱可)

〈2〉注意事項

(1) 効力発生日

契約内容変更訂正請求書等の書類一式の、以下のいずれか早い日となります。

- ①取扱者受付日
- ②取扱営業店・カスタマーセンターへの到着日

(2) 保険料変更の適用

型縮小後の新保険料は、次回払込保険料から適用されます（前月保険料が未入金の場合は前月保険料から新保険料に変更します）。

口座振替データ作成の締切日（通常保全締日の翌日）前までに一件書類が生保本社に到着し型縮小された契約は、当月の口座請求は新保険料で引落とします（併徴請求の場合は、前月分から新保険料で請求します）。

(3) 離婚・再婚や末子保障期間終了にともなう型変更

契約者からの申し出が遅れた場合、効力発生日を遡及することがあります。型の変更をされる事由について戸籍謄本等で確認し、正しい効力発生日を確認します。

なお、効力発生日の変更により過収が発生した場合、差額保険料を返金します。

①離婚による型の変更

除籍の日を確認できる公的証明書（戸籍謄本等）が必要になります。

②末子保障期間終了にともなう型の変更

末子が同一戸籍で無くなった場合、履歴のわかる戸籍謄本等が必要です。

③配偶者型で、離婚→再婚をした場合

保険種類によって取り扱いが異なります。

保険種類	取扱
(新) 疾病入院特約などの入院保障系特約、医療保険、がん保険	約款上、入替が可能です。生年月日がわかる戸籍謄本等の公的証明書を必要書類に加えて提出いただければ、そのまま保障は継続できます。
配偶者定期保険特約	約款上、入替はできません。戸籍上の配偶者に該当しなくなった時点で本特約は消滅します。特約の解約処理が必要です。

〈3〉契約者への説明

(1) 返戻金についての注意事項

以下の型の変更の場合は、内容変更請求書の「解約返戻金についての確認欄」で返戻金が無い旨を契約者に説明し、「契約者」欄に署名（法人契約の場合は押印も必要）いただきます。

- ①「解約返戻金に関する特則」を付加した医療保険、日額増減型医療保険、がん保険、日額増減型がん保険
- ②新特約（新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新災害退院後療養特約、新疾病退院後療養特約）を付加した契約。

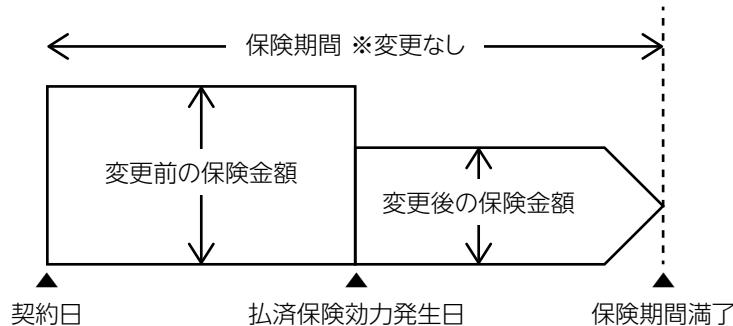
（注）対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に必ずご確認ください。

(2) 責任準備金差額等支払額の計算

保険料自動振替貸付（APL）または契約者貸付がある場合は、責任準備金差額からあらかじめそれらの元利金を控除した残額を契約者に支払います。

6. 払済保険

- ・ 払済保険とは、保険料の払込みを中止して、そのときの解約返戻金（契約者貸付や自動振替貸付がある場合は、それらの元利を差し引きます）をもとに新たな保険金額を設定し、現契約と同じ保険期間、保険種類の一時払の保険に変更することです。
- ・ 変更後の保険金額は一般的に元の契約より小さくなり、特約は消滅します。
- ・ 変更後、保険料の払込みを行わずに契約の継続が可能なため、保険料の払込みが困難となった場合の制度としてご利用いただけます。



〈1〉取扱範囲

(1) 取扱条件

以下を除くすべての保険種類において取扱いが可能です。

- ・ 無解約返戻金型定期保険
- ・ 収入保障保険
- ・ 新収入保障保険（無解返型収入保障保険）
- ・ 医療保険、がん保険
- ・ 旧パートナー生命の特定疾病定期保険

（注）対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。試算依頼時に再確認を行ってください。

(2) 取扱制限

以下の場合は取り扱いできません。

- ①失効中の契約
- ②特別条件適用契約
ただし、次の場合は取扱い可能。
 - ・特別条件が保険金削減支払法で、削減期間が終了している場合
 - ・特定部位不担保法の場合
- ③契約日から2年間経過していない健康祝金付低解約返戻金型終身保険（誰でも終身）
- ④契約日から10年経過していない個人年金税制適格特約付加契約
- ⑤前納・一括払中の契約（適用期間満了後の契約応当日から取扱い可）

〈2〉注意事項

(1) 効力発生日

完備した請求書類の以下いずれか早い日となります。

- ①取扱者受付日
- ②取扱営業店・カスタマーセンター到着日

(2) 保険期間

変更前の保険期間と同じです。

(3) 払済保険金額

- ・ 払済保険の保険金額算出にあたり使用する解約返戻金について契約者貸付、保険料の振替貸付がある場合は、その貸付残高および利息を解約返戻金から差し引きます。
- ・ 解約返戻金のほかに、経過年月により変動する「払済保険の保険料積立金率」も計算基準となるため、旧パートナー生命契約の年・半年払契約のように、月単位で解約返戻金が変わらなくても、月単位の応当日を超えると払済保険金が変わる場合があります。
- ・ 税制適格特約が付加されている個人年金保険の場合、契約日から10年経過すると払済保険への変更が可能となります。自動振替貸付(APL)や契約者貸付の残高がある場合でも、約款の規定により払済保険の原資となる解約返戻金と相殺はせず、年金支払開始時に精算して年金額に反映させます。

(4) 保険金額の上限

次の特約の特約保険金額を主契約の保険金額に加えた額を払済保険金額の上限とします(特約の解約返戻金についても、主契約の解約返戻金に加えます)。

- 平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、生存給付金付定期保険特約
- 遅減定期保険特約(払済保険に変更した日の特約保険金額の80%と最終保険年度の特約保険金額のいずれか大きい金額)
- 収入保障特約(払済保険に変更した日の特約年金(変更日に特約年金の支払事由が発生したものとして計算する)の現価の80%)

(5) 返戻金

解約返戻金が上限払済保険金額への変更に必要な金額を上回った場合は、この差額を払戻します。

(6) 効力発生日と保険料返金

効力発生日の払込期月の保険料が未入金でも失効していなければ払済保険に変更して、変更後に入金反映した保険料は返金します。

(7) 特約の消滅

元の契約の特約はリビング・ニーズ特約、指定代理請求人特約、税制適格特約を除き、すべて消滅します。

(8) 契約者貸付

変更前の保険種類が契約者貸付対象の保険種類であれば、契約者貸付可能です。ただし、解約返戻金に比べ貸付利息の増加が大きいため貸付金超過失効(オーバーローン失効)に注意します。

(9)解約返戻金の変動日

払済保険変更後の解約返戻金の推移は、月単位の契約応当日で変化します。

(10)その他注意点

- ・遙増定期保険は、払済保険に変更後は定期保険になります。
- ・こども保険、生存給付金付定期保険（旧パートナー生命）については、払済保険に変更後は養老保険になります（養育年金はなくなります）。
- ・健康祝金付低解約返戻金型終身保険（誰でも終身）については、払済保険に変更後は災害死亡保険金、健康祝金の支払いがなくなります。
- ・2010年3月2日以降の契約日・更新日の年・半年払保険料の未経過保険料も払済保険の原資となります。
- ・払済保険に変更後の減額は可能ですが、その後の復旧はできません。
- ・最低保険金額と保険金額の単位

保険金	養老・こども保険	個人年金保険	左記以外の保険種類
最低保険金額	10万円	12万円（基本年金額）	20万円
保険金額の単位	1,000円	100円（基本年金額）	1,000円

- ・4年目の保険料が未入金の場合に、払済保険に変更すると代理店手数料の戻入が発生する可能性があります。
- ・払済試算結果は現時点のものです。異動日（会社受付日）、入金状況、自振・契賃の状況により、金額が変更となり、中には最低保険金額未満になる場合もあるので、ご注意ください（最低保険金額に近い場合は、取扱営業店に事前照会ください）。

(11)CRSに基づく居住地国の確認

CRSに基づく居住地国届出対象となる下表の保険種類の契約で返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
個人年金保険、養老保険

7. 内容変更同時新契約

新契約の成立を要件として既契約を減額・特約解約・払済保険に変更する処理のことをいいます。「定期後加入による減額同時新契約」も、内容変更同時新契約のひとつです。

〈1〉取扱範囲

(1) 取扱い可能な内容変更

減額（特約減額を含む）・特約解約・払済

※内容変更予約の場合は主契約の減額、特約解約のみ取り扱いが可能です。

(2) 取り扱いできない内容変更

延長定期、型縮小

〈2〉注意事項

(1) 効力発生日

新契約の責任開始日の前日

※ただし、新契約が終身がん保険（C2）（C3）の内容変更新契約の場合、効力発生日は保険始期日の前日となるため、がんの保障の空白期間が発生します。

（内容変更予約の場合は、責任開始日の前日が効力発生日となります。）

(2) 請求書類の提出

同時新契約もしくは予約同時新契約であることがわかるように、新契約申込書と契約内容変更・訂正請求書は必ずセットにして、ひまわり生命へ提出します。セットで提出しないと同時新契約もしくは予約同時新契約の取扱いとならず、通算超過による新契約不成立や新契約成立前の内容変更処理による保障減少等の事態が発生します。

(3) 内容変更のタイミング

内容変更同時新契約・定期後加入については新契約成立後、内容変更予約については、責任開始日が到来してから内容変更処理を行います。（内容変更する契約については、責任開始日が属する月まで旧保険料が請求されます。）

(4) 新契約不成立時の取り扱い

ひまわり生命からの連絡をもとに、契約者へ内容変更手続きの取消しを行うか否か確認してください。

保険証券はひまわり生命から契約者に直接返却します。

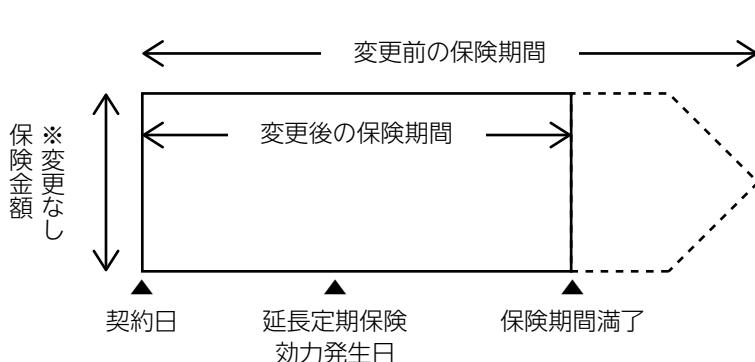
〈3〉契約者への説明

契約者に「内容変更同時新契約・他の個人保険への加入による減額同時新契約の確認欄」に記載されている以下の不利益となる事項やご了承いただきたい事項について説明し、契約者欄に署名（法人契約の場合は押印も必要）いただきます。

- ①保全請求書類に不備が無い場合、既契約の各種返戻金の支払処理は新契約成立日の原則、翌々営業日に行われ、口座着金はその翌日以降となること。
- ②既契約の返戻金等の支払が遅延することによって付利される遅延利息の起算日も新契約成立日の翌営業日となること。
- ③既契約についての内容変更の効力発生日は新契約の責任開始日前日となること。
- ④新契約が保険期間の始期から保障開始までの待ち期間を定めたがん保険および特約付加契約の場合、保険期間の始期から90日間経過するまで、新契約の一部保障が免責となること。

8. 延長保険

- ・延長保険とは、保険料の払込みを中止して、そのときの解約返戻金をもとに、新たな保険期間を設定し、現契約と同じ保険金額（契約者貸付や自動振替貸付がある場合は、それらの元利金を差し引きます）の一時払の定期保険に変更することができます。
- ・2010年3月2日以降を契約日または更新日とする契約は、延長定期保険への変更是取扱いません。
- ・変更後、保険料の払込みを行わずに契約の継続が可能なため、保険料の払込みが困難となった場合の制度としてご利用いただけます。



〈1〉取扱条件

以下の保険種類が取扱可能です。

(1) 取り扱いできる保険種類

- ・終身保険（旧パートナー生命の契約で終身払は取扱い不可）
- ・低解約返戻金型終身保険
- ・特定疾病保障終身保険（旧パートナー生命の契約で終身払は取扱い不可）
- ・養老保険

（注）対象となる保険種類・特約は新商品の発売や販売停止に伴い変更となる場合があります。
試算依頼時に再確認を行ってください。

(2)取扱制限

以下の場合は取り扱いできません。

- ①2010年3月2日以降を契約日または更新日とする契約
2010年3月の約款改訂により、2010年3月2日以降を契約日とする契約の保険約款から「延長定期保険」の条項が削除されました。
- ②延長期間が1年未満
- ③失効中の契約
- ④特別条件付特約の適用された契約。ただし、次の場合は取扱い可能です。
 - ・特別条件が保険金削減支払法で、削減期間が終了している場合
 - ・特定部位不担保法の場合
- ⑤前納・一括払中の契約（適用期間満了後の契約応当日から取り扱い可）

〈2〉注意事項

(1)効力発生日

完備した請求書類の以下いずれか早い日となります。

- ①取扱者受付日
- ②取扱営業店・カスタマーセンター到着日

(2)変更後の保険種類

延長定期保険に変更されます。

(3)延長保険金額

- ①延長定期保険の保険金額は、元の主契約保険金額（普通死亡保険金額）とします。ただし、契約者貸付、保険料の振替貸付がある場合は、その貸付残高および利息を主契約の保険金額から控除します。
- ②下表の特約の特約保険金額を主契約の保険金額に加算します。特約の解約返戻金についても、主契約の解約返戻金に加算します（旧日本興亜生命保険契約のみの取り扱いです）。

- 平準定期保険特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 生存給付金付定期保険特約
- 遞減定期保険特約（延長定期保険に変更した日の特約保険金額の80%と最終保険年度の特約保険金額のいずれか大きい金額）
- 収入保障特約（延長定期保険に変更した日の特約年金（変更日に特約年金の支払事由が発生したものとして計算する）の現価の80%）

(4)特約の消滅

元の契約の特約は指定代理請求人特約を除きすべて消滅します（リビング・ニーズ特約も払済保険と異なり、消滅します）。

(5)契約者貸付

延長保険へ変更後は、契約者貸付を受けることができません。

(6) 減額

延長保険に変更後は、保険金額の減額はできません。

(7) 延長保険変更後の保険期間および満期生存給付金

保険期間は既払込期間などによって決まります。

元の契約の保険料払込期間満了日（元の契約が終身払のときは、100歳となる契約応当日の前日）を超える場合はその日までとし、生存保険を付加します。

ただし、養老保険については、元の契約の保険期間満了日を超える場合はその日までとし、生存保険を付加します。

(8) 最低保険金額と保険金額の単位

最低保険金額	10万円
保険金額の単位	1,000円

(9) CRSに基づく居住地国の確認

CRSに基づく居住地国届出対象となる下表の保険種類の契約で返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合は、居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
養老保険

9. 生年月日訂正・性別訂正

被保険者、契約者（こども保険）の生年月日・性別は、保険契約締結上きわめて重要な要素です。万一契約年齢・性別の誤りが発見された場合は訂正を行います。

〈1〉取扱範囲

すべての保険種類が取り扱い可能です。

〈2〉注意事項

(1) 生年月日訂正の対応

契約年齢		対応
訂正	訂正後	
不要	—	・生年月日を訂正する
要	取扱規定範囲内	・訂正後の契約年齢にて保険料計算のうえ訂正する ・既払込み保険料に過不足がある場合、精算（徴収・返戻）する
	取扱規定範囲外	・最低契約年齢に到達した日（変額保険の場合、その翌月1日）を契約日とし、 訂正後の契約年齢にて保険料計算のうえ訂正する ・既払込み保険料に過不足がある場合、精算（徴収・返戻）する
	取扱規定範囲外	■判明時においても最低契約年齢に到達していない場合 ・保険契約を無効とする ・既払込み保険料を返戻する ※無利息

(2) 性別訂正の対応

- ①実際の性別により保険料を訂正する
- ②既払込み保険料の過不足を精算（徴収・返戻）する

(3) 効力発生日

会社受付日

(4) 保険料変更の適用

書類一式を受領後（取扱者または取扱営業店・カスタマーセンター）に到来する保険料払込み方法（月払、半年払、年払）に応じた契約応当日

(5) 変更時差額金

変更時に差額保険料が発生した場合は、以下のとおりです。

①訂正後の保険料>訂正前の保険料の場合

保険料変更日までの保険料差額と次回請求の保険料差額を徴収します。

②訂正後の保険料<訂正前の保険料の場合

既払込保険料差額合計を返戻します。

10. 個人年金保険の内容変更

個人年金保険については、一般的な個人保険にはない内容変更項目がありますので、本項でまとめて説明します。

〈1〉内容変更の種類と取扱方法等

内容変更は年金支払日前に限り、取扱いは新契約取扱規定に準じます。

内容変更の種類	取扱制限	必要書類
年金種類の変更	①年金支払開始後の変更不可 ②終身年金は10年保証期間付終身年金のみ ③確定年金に変更する場合には、年金支払期間を指定する 年金支払期間は5年、10年、15年とし、個人年金保険料税制適格特約を付加する場合は10年、15年のみとする ④旧パートナー生命の契約については取扱不可 ⑤取扱時期は変更前の年金支払開始月の4か月前まで	■個別保険証券 ^{*1 *2} ■個人年金支払内容変更専用請求書
年金の型の変更	①年金支払開始後の変更不可 ②確定年金は定額型のみの取扱いのため、型の変更は不可 ③旧パートナー生命の契約については取扱不可 ④取扱時期は変更前の年金支払開始月の4か月前まで	■個別保険証券 ^{*1 *2} ■個人年金支払内容変更専用請求書
年金支払期間の変更	①年金支払開始後の変更不可 ②個人年金保険料税制適格特約を付加する場合は年金支払期間は10年と15年のみ可 ③付加されている災害疾病関連特約の保険期間が年金支払期間を超えた場合には、該当特約の保険期間を自動的に年金支払期間に合わせる ④旧パートナー生命の契約については取扱不可 ⑤取扱時期は変更前の年金支払開始月の4か月前まで	■個別保険証券 ^{*1 *2} ■個人年金支払内容変更専用請求書
年金支払開始日の繰り下げ	①年金支払開始後の変更不可 ②特別条件付の契約の変更不可 ③年金払込開始年齢の指定は「歳」指定とし、「年」指定不可 ④旧パートナー生命の契約は当面取扱不可 ⑤取扱時期は変更前の年金支払開始月の4か月前まで ⑥繰り下げる取扱は1回のみ	■個別保険証券 ^{*1 *2} ■個人年金支払内容変更専用請求書

※1 保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。

ただし、契約者変更が発生している場合は、別人（別法人）からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。

※2 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。

ただし、対面手続きで次の条件を満たす場合は、提出不要です。

- ・法人契約でないこと
- ・親権者および後見人等からの請求でないこと
- ・質権契約でないこと
- ・支払金額が500万円以下であること
- ・対面で契約者の本人確認を実施していること
- ・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること
- ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること
(ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名

〈2〉変更パターン

■年金種類変更のパターン

パターン	変更前	変更後
1	保証期間付終身年金	確定年金
2	確定年金	保証期間付終身年金

■年金型変更のパターン

10年保証期間付終身年金の遅増型（2007年4月に販売停止）から定額型への変更のみ

■年金支払期間変更のパターン

保険種類	年金支払期間の種類
確定年金	5年・10年・15年

■年金支払開始年齢変更のパターン

保険種類	年金支払開始年齢	備考
確定年金	～85歳	年金支払開始日の繰下げは最長5年
保証期間付終身年金	50～85歳	
確定年金に個人年金保険料税制適格特約を付加した場合	60～85歳	

〈3〉CRSに基づく居住地国の確認

返戻金支払となるケースにおいて、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合（「確認済の確認」としない場合）は、居住地国の届出が必要となります。

〈4〉税制適格特約が付加されている場合の取扱制限

（1）個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合

次の内容変更は取り扱いできません。

- ①年金受取人の変更
- ②保険料の払込期間を10年未満へ短縮
- ③年金種類が確定年金で、年金支払開始日における被保険者の年齢を60歳未満へ変更
- ④5年確定年金へ変更
- ⑤契約日から10年未満の払済年金保険へ変更
- ⑥税制適格特約のみ解約

(2) 減額・特約解約・期間変更・その他返戻金の支払

税制適格特約が付加されている契約の場合、返戻金があっても支払われません。返戻金は、所定の利率で積立てられ、年金支払開始時の増額年金の一時払保険料に充当されます。また保険契約が消滅する場合には、その時点での積立金が返戻金として支払われます。

〈5〉契約者への意思確認

返戻金の支払いがある場合、支払先口座、住所変更の履歴の有無および口座変更の履歴の有無によって、保全処理後に契約者に意思確認のためご連絡をする場合があります。

11. 手続き

〈1〉方法

すみやかに以下いずれかの対応をします。

① 営業サポートセンターへ内容変更手続きを依頼する

営業サポートセンターからカスタマーセンター経由で契約者宛てに必要書類を送付しますので、契約者から同封の返信用封筒で本社に返送していただきます。

なお、営業サポートセンターでは、減額、特約中途付加の一部^{*}、払済保険や延長保険への変更、期間変更のみ受け付け可能です。

*指定代理請求人特約の中途付加や、リビングニーズ特約を付加する場合

② 契約者から必要書類を取り付け、取扱営業店へ提出する

取扱営業店に、取扱可否の照会と、取扱可能な場合は、徴収(返戻)金額や必要書類を確認のうえ、請求書発行を依頼します。必要書類は契約者から取り付け、すみやかに取扱営業店に提出します。

〈2〉必要書類

■ 必要書類(特約中途付加、増額、型変更、生年月日性別訂正の場合)

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	特約中途付加	増額	型変更	生年月日・性別訂正	備考
契約内容変更訂正請求書	○	○	○	×	旧日本興亜生命専用帳票(印刷物番号:802665)を使用します。
保険証券	△	△	○ ^{※3}	○ ^{※3}	保険証券は、最新のものでなくとも取扱可能とします。 ただし、契約者変更が発生している場合は、別人(別法人)からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。
告知書(または診査報状)	△	○	×	×	指定代理請求人特約、リビングニーズ特約、個人年金税制適格特約は不要です。

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	特約中途付加	増額	型変更	生年月日・性別訂正	備考									
取扱者の報告書	△	○	×	×	保険種類に応じた新契約用(一般用)を使用します。 指定代理請求人特約、リビングニーズ特約、個人年金税制適格特約は不要です。									
特約中途付加専用・重要事項説明等確認書	△	×	×	×	指定代理請求人特約、リビングニーズ特約、個人年金税制適格特約は不要です。									
ご契約名義の変更・保険証券等の再発行等請求書	△	×	×	○	指定代理請求人特約、リビングニーズ特約中途付加の場合は「ご契約名義の変更・保険証券等の再発行等請求書」(印刷物番号:802664)を使用します。									
契約者の公的書類 ^{*1} ・印鑑証明書	△	△	△	△	<p>・印鑑証明書は発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。</p> <table border="1"> <tr> <th></th><th>証券あり</th><th>証券なし</th></tr> <tr> <td>支払金額 500万円以下</td><td>不要</td><td>契約者の公的書類^{*1}(法人契約の場合は印鑑証明書原本^{*5})</td></tr> <tr> <td>支払金額 500万円超</td><td>契約者の公的書類^{*1}(法人契約の場合は不要)</td><td>契約者の公的書類^{*1}(法人契約の場合は印鑑証明書原本^{*5})</td></tr> </table>		証券あり	証券なし	支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{*1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5})	支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{*1} (法人契約の場合は不要)	契約者の公的書類 ^{*1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5})
	証券あり	証券なし												
支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{*1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5})												
支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{*1} (法人契約の場合は不要)	契約者の公的書類 ^{*1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{*5})												
公的書類	△	△	△	○	<p>以下いずれかの写しが必要です。 運転免許証、パスポート^{*6}、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード(表面)^{*2}、身体障害者手帳、資格確認書^{*3}、老人手帳(医療受給者証)、後期高齢者医療資格確認書 * 生年月日・性別訂正の場合は、正しい生年月日・性別が確認できる公的証明書を提出します。 離婚や末子保障期間終了にともなう型変更の場合は、以下の書類が必要です。 離婚:配偶者の除籍日が確認できる戸籍謄本等 末子:末子が同一戸籍で無くなった場合、履歴のわかる戸籍謄本等</p>									
コンビニ払込票 または 振込依頼書	△	△	△	△	内容変更徴収金が発生した場合は、お払込みが必要です。									

*1 契約者の公的書類は、次の書類いずれかの写しを提出します。

運転免許証、資格確認書^{*3}、パスポート^{*6}、マイナンバーカード(表面)^{*2}、運転経歴証明書等

*2 「マイナンバーカード」の取扱いについて

写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。

*3 「資格確認書」の取扱いについて

写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号(読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む)を復元できない程度にマスキングしてください。

*4 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。

ただし、対面手続きで次の①または②の条件を満たす場合は提出不要です。

①	<ul style="list-style-type: none"> ・法人契約でないこと ・親権者および後見人等からの請求でないこと ・質権契約でないこと ・支払金額が500万円以下であること ・対面で契約者の本人確認を実施していること ・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること (ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名
	<ul style="list-style-type: none"> ・特約中途付加と同時の手続きであること

※5 印鑑証明書は写し(発行日から6か月以内)の提出でも取扱可能とします。

なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください(縮小不可)。

■必要書類(減額・特約解約、保険期間・払込期間の変更、払済保険・延長保険への変更の場合)

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	減額・特約解約	保険期間払込期間の変更	払済保険への変更	延長保険への変更	備考									
契約内容変更訂正請求書	○	○	○	○	旧日本興亜生命専用帳票(印刷物番号:802665)を使用します。									
保険証券 ^{※3}	○	○	○	○	—									
告知書	×	△	△	×	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間払込期間の変更は、無選択タイプ以外の個人年金の払込期間延長(据置期間の短縮)の場合必要です。 ・払済保険への変更は、積立型終身保険のみ必要です。 									
契約者の公的書類 ^{※1} ・印鑑証明書	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書は発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th><th>証券あり</th><th>証券なし</th></tr> <tr> <td>支払金額 500万円以下</td><td>不要</td><td>契約者の公的書類^{※1}(法人契約の場合は印鑑証明書原本^{※5})</td></tr> <tr> <td>支払金額 500万円超</td><td>契約者の公的書類^{※1}(法人契約の場合は不要)</td><td>契約者の公的書類^{※1}(法人契約の場合は印鑑証明書原本^{※5})</td></tr> </table>		証券あり	証券なし	支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})	支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は不要)	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})
	証券あり	証券なし												
支払金額 500万円以下	不要	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})												
支払金額 500万円超	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は不要)	契約者の公的書類 ^{※1} (法人契約の場合は印鑑証明書原本 ^{※5})												
コンビニ払込票 または 振込依頼書	△	△	×	×	内容変更徴収金が発生した場合は、お払込みが必要です。									
特定取引に関する届出書 【保全用(個人)または (法人)】	△	×	△	△	CRSに基づく居住地国届出対象となる保険種類の契約において、居住地国の変更がある場合や犯罪収益移転防止法に基づく本人確認を実施する場合(「確認済の確認」としない場合)は、居住地国の届出が必要となります。									

※1 契約者の公的書類は、次の書類いずれかの写しを提出します。

運転免許証、有効期限内の健康保険証または資格確認書^{※2}、パスポート^{※6}、マイナンバーカード(表面)^{※3}、運転経歴証明書等

- ※ 2 「資格確認書」の取扱いについて
写しを提出する場合、資格確認書は保険者番号、被保険者記号・番号（読み取ると記号・番号が分かるQRコード含む）を復元できない程度にマスキングしてください。
- ※ 3 「マイナンバーカード」の取扱いについて
写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。
- ※ 4 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。
ただし、対面手続きで次の条件を満たす場合は、提出不要です。
【内容変更同時新契約、変換、定期後加入の手続きの場合】
・既契約契約者=新契約契約者もしくは新契約被保険者であること
・新契約申込み時に面談にて本人確認済みであること
・支払金額が500万円以下であること
【内容変更同時新契約、変換、定期後加入の手続き以外の場合】
次の①または②の条件を満たす場合は提出不要です。

①	<ul style="list-style-type: none"> ・法人契約でないこと ・親権者および後見人等からの請求でないこと ・質権契約でないこと ・支払金額が500万円以下であること ・対面で契約者の本人確認を実施していること ・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること (ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名
②	<ul style="list-style-type: none"> ・特約中途付加と同時の手続きであること

- ※ 5 印鑑証明書は写し（発行日から6か月以内）の提出でも取扱可能とします。
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください（縮小不可）。
- ※ 6 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。

〈3〉返戻金等の支払い

返戻金等の支払いが発生する手続きにおいては、契約者へ以下のとおり支払いを行います。

支払日	<p>■完備した請求書類の本社到着日の当日を含め原則3営業日以内に電信扱いで振り込みます。</p> <p>■完備した請求書類が会社（代理店を含む）に到着した日の翌日から5営業日までに契約者指定の口座に着金できない場合は、超過日数分の遅延利息（年利3%）を支払います（旧パートナー生命契約は「5営業日」を「5日」と読み替えます）。</p>
支払方法	銀行振込（ゆうちょ銀行を含む）のみとし、払出証書での支払は取り扱いません。

〈4〉手続き完了

送付先	送付物	送付時期
代理店	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証券（控）（変更後の保障内容を記載） *取扱営業店経由で送付 	手続き完了後 5営業日以内 に本社から発送します。
契約者	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証券（変更後の保障内容を記載） ・お支払のご案内（返戻金がある場合のみ） 	

〈5〉過剰入金等の返金

変更前の保険料が当社に入金された場合、本社で入金確認後、契約者へ返金します。